

## 国立大学法人大分大学部局を定める規程

平成16年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。法人が設置する大分大学を含む。）の管理運営に必要な部局及びその部局を掌理する者について定義し、一定の組織又は単位の総称として法人内部において用いることを目的とする。

### (部局)

第2条 法人の部局は、組織又は不動産を区分することにより定義するものとする。

2 大学院研究科を基礎となる学部とは別に定義する場合は、次のとおりとする。

(1) 各学部，各大学院研究科，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，事務局

(2) 各学部，各大学院研究科，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，医学部附属病院，教育学部各附属学校，事務局

3 大学院研究科を基礎となる学部と同じ部局として定義する場合は、次のとおりとする。

(1) 各学部，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，事務局

(2) 各学部，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，教育学部各附属学校，医学部附属病院，事務局

(3) 各学部，各附属学校，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，事務局。ただし，同一の土地又は建物等に配置されている，部，課及び係は，同一の土地又は建物等の部局に含めるものとする。

### (部局長)

第3条 部局長は、前条に定める各部局を掌理する者をいう。

### (例外)

第4条 この規程に定める部局の定義にかかわらず，別の部局の定義が必要な場合は，第2条第2項及び第3項のいずれかの号を基礎として準用し，必要又は不必要となる組織を過不足したものを部局とすることができる。

附 則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第116号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第31号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第31号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第31号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第31号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第38号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。